

令和7年度第2回 福島県子ども・子育て会議 議事録

開催日時：令和8年2月12日（木） 14：00～15：30

開催場所：杉妻会館3階会議室（百合）

出席者：福島県子ども・子育て会議委員（17名）

県出席者 事務局（22名）

1 開会（14：00）

2 定足数確認

事務局より、委員数23名に対して、会議開始時に17名の出席があり、定足数（過半数）に達したことを報告した。

3 局長あいさつ

【こども未来局 菅野局長】

令和7年度第2回福島県子ども・子育て会議の開会に当たり、御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参集いただき厚く御礼申し上げます。また、この度の委員改選にあたり、委員就任を快くお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。今後2年間、どうぞよろしくお願ひします。

さて、本県のこども施策の推進につきましては、昨年度、本会議で御審議いただき、策定いたしました「福島県こどもまんなかプラン」に基づき、全てのこども・若者がウェルビーイング、幸福な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、総合的に取組を展開しているところであります。

本日の会議では、先週公表いたしました県の令和8年度当初予算案に盛り込んでおります、プランに基づくこども・子育て関連事業について、概要を御説明するとともに、「こども誰でも通園制度」など、令和8年度から新たに開始される国の施策等について、情報提供させていただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地や当事者としてのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますよう、お願ひ申し上げます。特に、公募委員として就任いただいたお二方におかれましては、若者の視点からの率直な思い等を積極的に御発言いただければ幸いです。

結びに、今後とも本県のこども・子育て支援の推進に、特段の御支援、御協力を賜りますことを改めてお願ひ申し上げます、挨拶とさせていただきます。

4 議事

(1) 会長・副会長の選任及び部会委員の指名

【司会】

条例第8条第2項により、会長が会議の議長となりますが、本日は任期満了による委員改選後初めての会議であるため、会長及び副会長が空席となっております。会長・副会長の選任については、条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は委員の互選により決定いたします。

そのお二人の選任について、推薦等あればお伺いいたします。

【委員より】

事務局案をお願いいたします。

【事務局（こども・青少年政策課 斎藤課長）】

それでは、事務局としましては、会長は引き続き福島大学の宗形潤子委員に、副会長は郡山女子大学短期大学部の宇治和子委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【司会】

ありがとうございます。それでは、会長は宗形潤子委員、副会長は宇治和子委員で決定とさせていただきます。

それではあらためまして、条例第8条第2項により、宗形会長に議長をお願いいたしますので、議長席にご移動願います。

【福島大学 宗形 潤子会長】

ただいま、会長に選任されました福島大学の宗形と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほどの御挨拶で、委員のみなさまの専門的な見地からの御意見を、とありましたが、それがまず大事だと思いますので、みなさまの御経験や御専門を活かして御発言いただければと思います。また専門以外の分野であっても、新たな視点から御意見をいただくことで、多くの気づきが生まれるものと思いますし、このメンバーだからこそ生まれる化学反応のようなものがあればと思っております。

そのためにも、みなさまから多くの御意見をいただくことが重要ですので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

では、これより議事に入ります。委員のみなさまには円滑な議事運営に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

まず、議事録確認者ですが、村島委員と上野委員にお願いいたしますので、御了承願います。

続きまして、議事の(1)のうち、部会委員の指名についてですが、部会員は条例第7条第2項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、これより事務局からお配りします名簿のとおり指名させていただきます。

〔事務局より名簿を配付〕

それでは、認定こども園部会の委員として、古渡委員ほか3名、計4名をお願いいたします。

なお、部会長につきましては、部会開催の際に、部会委員の互選にて選定させていただきます。

(2) 令和8年度こども施策について

事務局（こども・青少年政策課 斎藤課長）から、【資料1—1】及び【資料1—2】により、福島県こどもまんなかプランによる令和8年度こども施策を、【資料2】により、今後のこども・子育て施策に関連する主な国の動向について説明した。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

学校給食の負担軽減について、公立小学校のみが対象となっておりますが、私立や国立の小学校についての補助がないのでしょうか。対象外なのであれば、私立・国立小学校に対しても配慮が必要ではないかと思いました。

【福島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

市川先生からお話がありましたとおり、小学校には私立もありますし、福島市には国立の小学校もありますので、それらも含めて検討していただきたいと思えます。

それとあわせて、中学校はまだ対象に含まれていないとのことですが、市町村によっては、独自に中学校まで対象を広げる取組を既に始めているところもありますので、この点についても前向きに検討を進めていただければありがたいです。

それと言いますのは、私はいわき市在住ですが、いわき市では市内の小・中学校の給食費を無償化しています。一方で、いわき市民であっても市外の学校

に通う場合は、市の無償化の対象外となってしまいます。

このことについては教育庁さんにも事情をお話して、県としての対応をお願いしたところ、市独自の制度であるから市の判断によるとの説明でしたが、義務教育である小・中学校の期間については、居住地や通学先に関わらず、全員が公平に支援を受けられるようにしていただけると非常にありがたいと思います。

【健康教育課 塩田主幹】

ただいまの学校給食費の負担軽減の件につきましては、国の制度設計に基づき、県として事業を実施しております。中学校への対応につきましても、どのように進めていくべきか、国の動向を注視しながら検討しているところでございます。

【福島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

福島県は原子力災害に遭った被災地でもありますので、国からも特別な視点で見ていただいている地域であると思っております。日本国全体の中でも特別な事情を抱える地域であるという点をよく御配慮いただいて、県として前向きに対応していただければと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

東北地方、特に福島県は保守的な気質がありますので、国の方針として示されたことはそのとおりに実行するけれど、示されていないことにはなかなか踏み込めない、という面があると思います。

少し話はそれますが、子宮頸がんワクチンについては、宮崎県では男子への接種も率先して進めています。なぜかという、宮崎県知事がドクターなので、トップの考えで推進できているのではないかと思います。

国の方針はあくまでもガイドライン、原則のようなもので、それを踏まえつつ、地域の事情に応じて工夫するのは構わないと思いますし、先ほど伊藤委員がおっしゃったように、震災関連の国の補助金を活用して予算を確保するなど、福島県として独自に取り組んでも国は文句を言わないと思います。

ですから、「国の制度に基づき」というお答えだけでは、少し残念に感じましたので、ぜひ今後に向けて、県としての率先した取組を御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

「こども誰でも通園制度」について、制度の趣旨自体はたいへん意義のあることなのですが、実施できる地域とそうでない地域、また実施できる場合でも

その内容について格差が開いてしまい、相当の調整が必要になるのではないかと現場としては懸念しております。

国では原則 10 時間程度と示されていますが、時間の長短はこちらとしてはどうしても構わなくて、それよりもこの制度によってこどもの育ちをどう保証していくのか、また保護者が安心できる環境の中で適切に利用できるよう、どのように体制を整備していくのかが大事で、この点については、県の方で主導的に進めていただけるとよいのではないかと、思います。

また食のあり方について、おそらく、ほとんどの保育所では主食と副食とを分けているはずですが、そのため、副食は温かいものが提供されても、主食は家から持参するよう求めている市町村は少なくありません。これは無償化すればよいという問題ではなく、こどもの育ちや家庭における食育環境も踏まえた上で、制度としてどのように整理していくのかを検討する必要があるのではないかと、思います。

【子育て支援課 山中課長】

「こども誰でも通園制度」は、来年度から本格実施となりますが、今年度においても、県内では既に試行的に実施している市町村がございます。

先ほど古渡委員から御指摘のありました、実施できる地域・できない地域の状況につきましては、現在、実施予定施設の取りまとめを行っているところで、また、先行して取り組んでいる市町村の課題等を把握し、その情報の横展開を図るなど、本格実施に向けて、県としても市町村を支援してまいりたいと考えております。

また、主食・副食についてですが、食育は非常に重要であると認識しております。御指摘の点も含め、各地域で様々な課題や事情があると考えておりますので、県としても情報収集や情報提供などを行いながら、必要な支援に取り組んでいく考えでございます。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田 和江委員】

資料 1-1 に、「放課後児童クラブ人材確保支援事業」とあり、資料 1-2 の 10 ページには「保育人材確保対策事業」が記載されています。前者は放課後児童クラブ、後者は保育所等を対象とした事業と理解しておりますが、保育所は「対策」、児童クラブは「支援」となっている点について、両者の間に違いがあるのか御説明をいただきたいと思っております。

児童クラブの現状について申し上げますと、平成 26 年 4 月 30 日に設備及び運営に関する基準が施行されてから 10 年になり、毎年、県主催で認定研修が実施され、何百人という方が受講しています。しかし、児童クラブは離職率が高いものですから、経験年数 5 年未満の指導員が約半数で、2 年未満の方も

相当数いる状況です。

各児童クラブは人材確保に大変苦勞しているのが実情です。認定資格があれば指導員になれますが、学校の教員や幼稚園教諭、保育士などの基礎資格を持っている方は、児童クラブは給料が安いので、どうしてもそちらの方に流れてしまう傾向があります。そのため、せっかく研修を受けていただいても、児童クラブに長く勤めていただくことが難しい状況にあります。

そこで、この「対策」と「支援」では考え方に違いがあるのではと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

もう1点、資料2に記載の「こども性暴力防止法」の施行についてです。

先日、仙台市で開催されたこども家庭庁主催の説明会に出席し、ひととおり説明を聞いてまいりました。この内容について、今後、児童クラブだけでなく、保育所をはじめ県内の様々な施設に対し、県としてどのように周知を図っていくのか教えていただければと思います。

【子育て支援課 山中課長】

保育人材確保の「対策」と、放課後児童クラブの人材確保「支援」の内容について御説明いたします。

「保育人材確保対策事業」につきましては、児童福祉法において設置が義務付けられている保育士・保育所支援センターの設置・運営を主な内容とする事業であり、これまでも継続して対応してまいりました。

一方の「放課後児童クラブ人材確保支援事業」につきましては、県の重点事業として、令和7年度から3年間、集中的に実施するものです。具体的には、児童クラブの認知度アップに向けたPR活動や、人材確保のためのマッチング支援を行うほか、特に人手不足が顕著となる夏休み期間中に、大学生や高校生の若者をアルバイト雇用した場合の経費を補助する、などの取組を行っております。

県といたしましては、それぞれの分野が抱える課題を踏まえ、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

「こども性暴力防止法」の周知について御説明いたします。

国において、事業者向け、一般向け、従業員向けのチラシ等が作成されており、制度内容をわかりやすくかみ砕いて説明した資料が示されております。県では、これらの資料も含め、こども・青少年政策課のホームページにまとめて掲載しているところです。

また、昨年末には、本法の具体的な運用方法について詳細に示したガイドラインが国から公表されております。こちらは300ページに及ぶ分量があり、読

み込もうとするとなかなか大変なのですが、国からは、これをわかりやすく整理し、事業者向けに説明できる資料を作成する予定であると伺っております。

県といたしましては、こうした国の資料を活用しながら、放課後児童クラブや保育所をはじめとする事業者のみなさまが漏れなくこの制度を運用できるよう、周知等に努めてまいりたいと考えております。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田 和江委員】

先日の仙台市での説明会ではかなり多くの質問が出ました。こども家庭庁の方がその場で回答できず、持ち帰りとなるものもありました。また、4月に公表されるというマニュアルに先立ち、Q&A もいくつか出されてはいるのですが、それでも質問が相次いで時間内に収まらず、質問のある方はアンケートで提出してほしい、という状況でした。

説明会でもわかりやすく説明はされましたので、ある程度の理解は得られたとは思いますが、インターネット上にもわかりやすい資料は掲載されていますが、それらをこども関係の団体が十分に把握するのは容易ではないと思います。

さらに、本人が直接、DBS（犯罪証明管理及び発行システム）に登録する仕組みとなっているため、県か、それとも市町村が担うのかはわかりませんが、かなり丁寧な説明が必要になるのではないかと。

児童クラブに関して言いますと、支援員の高齢化が進んでいますので、オンラインでの登録手続きが負担になるおそれがあります。さらに、12月24日までに採用された現職者には一定の期間が設けられるとのことですが、25日以降に採用された場合は直ちに対応が必要になる。内定後から手続きを行うとのことで、事務的な対応を円滑に進められるのか、と不安に思っておりましたので、県としてどう周知していくのかお伺いしたところです。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

今ほどの御質問につきまして、補足しながら御説明させていただきます。

本制度は国において制度設計がなされておりますが、対象となる現職の教員や保育士等は相当数に上るため、その犯歴情報の確認を一斉に行うことは難しいことから、国としては、都道府県ごとに確認時期を定め、現職者については施行から3年以内に確認を行う方針である、と伺っております。ただし、新たに採用される方につきましては、本年12月の施行に間に合うよう制度を立ち上げなければならない、ということもございます。

県といたしましては、こうした確認・登録作業が円滑に進むよう、国から示される情報を十分に精査いたしまして、本制度の内容についてできる限りわかりやすく整理し、理解が深まるよう工夫しながら、県のホームページでの周知等、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

【福島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

県の施設や学校内においても、わいせつ事件や不祥事などが実際に起こっている状況があります。私は設置者でも、小・中学校の関係者でもありませんが、保護者の立場から申し上げますと、保護者が安心して事業所や学校にこどもを預けられるような制度設計としていただきたいと思います。

実際に施設を利用するのはこどもたちであり、とりわけ保育所や放課後児童クラブに通う年齢の低いこどもは、ホームページを閲覧しても内容を理解できませんので、ホームページに掲載して周知していただくだけでは十分ではないのではないか、と思います。

国の考えや制度の趣旨はわかりますが、それでも保護者としては「あの先生はもしかすると危ないかもしれない」と不安を抱えながら気を付けて預けなければならない、という状況になってしまうのではと危惧しております。

この会議では、福島県のこどもたちが健やかに育つためにどうすればよいか議論されており、その実現に向けて一步でも近づくようにという思いで、みなさんは御意見されている。ですから、国の資料をホームページで周知するだけにとどまらず、より良くするためにはどうすればよいか、御検討いただきたいと思います。私も保護者として、県のホームページもよく確認させていただきながら、周知に協力させていただいて、こどもたちが住みよい環境づくりに貢献できればと思います。

【一般社団法人福島県助産師会 小谷 寿美恵委員】

こどもたち自身が、自分の身を守るための教育を受けることも大事です。

いわゆる包括的性教育では、未就学の段階から、たとえば自分の大切な体を守ること、いわゆるプライベートパーツは他人に簡単に触らせてはいけないし、自分もむやみに触れてはいけないよ、といった基本的な内容からスタートします。また助産師会には、保育園や小学校からも教育の依頼が来ますけれど、学校教育は性教育だけではなく幅広い内容を扱っているため、学校側からは「この学年ではこうした内容を教えたい」と具体的に要望されることもあります。

資料にあります「未来へつながる性と健康の支援事業」は思春期世代やそれ以降のこどもが対象ですが、その対象年齢や教育内容の幅をもっと広げる、あるいは別に予算を確保することなどについて御検討いただけるとよいのではと思いました。

【子育て支援課 山中課長】

ただいまの御意見にございました「未来へつながる性と健康の支援事業」についてですが、本事業はいわゆる「プレコンセプションケア」の普及啓発を目

的とした事業でございます。委員御指摘のとおり、幼少期からの教育が重要であることは認識しており、現在は中学生を対象とした講座等を実施しているところですが、委員の御意見を踏まえ、対象や内容のあり方について検討してまいりたいと思います。

また、本事業の主な取組のひとつとして、プレコンセプションケアに関するセミナーを開催しております。今年度は昨年8月に郡山市で実施し、会場参加100名、オンライン参加200名の計300名の方に御参加いただきました。内容としては、県立医科大学の先生によるプレコンセプションケアの基礎に関する基調講演のほか、県内企業の方向けに先進的な取組事例を紹介させていただきました。

現在の参加者は関係機関や企業の関係者が中心となっておりますが、今後は学校関係者の方にも広くお声がけし、小・中学校の先生にも御参加いただくなど、参加対象の拡大を図ってまいりたいと考えております。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

こどもの意見表明について、意見を述べさせていただきます。

「福島県こどもまんなかプラン」は、こども基本法も根拠法のひとつになっていると思いますが、同法では、こども・若者の意見を聴きながら政策をつくりましょう、またこども・若者に関連する施策については、その声を反映させましょう、ということが大きなポイントのひとつとして示されています。

県におかれても、このプランを策定するに当たっては、県知事と若者たちが話をする場を設けるなど、いろいろされたものと記憶していますが、しかしプラン策定後は、こども・若者の意見を聴くということに関して、やや取組のボリュームが落ちてきているのではないかと、という印象があります。

資料1-2に「ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業」がございますが、この中で意見表明の機会が十分に確保されているのであれば心配は要らないのですが、その中身を見ますと、誤解であれば申し訳ありませんが、意見聴取の機会確保というより、地域への定着やUIターン等について扱う事業であるとお見受けしました。

申し上げたいのは、計画を作る段階で意見を聴くだけではなくて、令和7年度にプラン施行された後も、こども・若者の意見を日常的に聴く仕組みを担保することが大事ではないか、ということです。県として、そのような取組を進めていただくことが望ましいと考えます。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

委員御指摘のとおり、本プラン策定に当たっては「こどもの意見を聴く」こ

とを最も重要なポイントとして位置づけ、「こどもまんなかアンケート」を実施したところです。本アンケートについては、プランを策定時だけではなく、毎年度継続して実施することとしており、令和6、7年度と2年連続で実施しております。来年度以降についても継続して実施する予定であります。

アンケートだけでは不十分ではないか、という御指摘もあろうかと思えます。そこで、若者の声を直接聴く取組として「ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業」を実施してございます。また、県庁全体で見ますと、教育庁においては知事にこどもたちの声を直接届ける取組を、県議会においては議長・副議長に高校生の意見を届ける取組をそれぞれ行っております。これらは一例でございまして、こどもと関わる事業は各部局で実施しておりますので、それぞれの施策に応じた形で、こどもの声を聴くことに取り組んでおります。

一方で、そこで得られたこどもたちの声をどのように集約し、次年度以降のこども施策に活かしていくのか、これが大きな課題であると認識しております。教育庁をはじめ、県庁内の様々な部局が日常的にこどもたちと接している中で、その現場におけるこどもたちの生の声を、どのように整理し、具体的な事業へとつなげていくか。このことにつきましては、今後みなさまとも議論を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

私もあらためて資料1-2を拝見しまして、そこで団体の立場というより、長年現場に関わってきた者として意見を述べさせていただきます。

本資料では、医療的ケア児支援、障がい児支援、妊産婦支援、保育の質の向上や人材確保など、個々の施策はたいへんよく整備されています。内容として不足があるということはありません。

一方で、国全体の動向を見ますと、たとえば共生社会の実現、合理的配慮の推進、インクルーシブ教育システムの構築など、「ともに育つ」という方向性が明確に示されています。その観点から本県の計画を見ますと、関連施策は確かに整っていますが、医療的ケア児や障がい児といった特定のこどもへの支援にとどまらず、すべてのこどもが同じ場でともに育つための条件整備を、インクルーシブな保育・教育などの視点から横断的に進めていく軸が、計画書上では見えにくい。

また、妊娠期から子育て期までの支援についても、認定こども園や子育て支援センター等での取組は示されていますが、それらとこども家庭センターの機能とをどのように接続し、支援の動線を整理していくのか、という視点が必要なのではないでしょうか。

横断的な軸が示されないまま政策が進むと、市町村の現場担当の方などは、この資料を見れば事業を単体で捉えるはずですが、私も行政の方々とお話する

中で、事業が整理されていても、それらを束ねる仕組みや判断基準が共有されていないために、市町村などの現場で迷いが生じることになるのではないかと感じております。

今回、これだけ事業を整理していただいて、わかりやすくはなりましたけれど、それらをどのような軸で束ねて進めていくのか、という視点が抜けているように感じます。既存の施策を単に並べる段階から、それらを横断的に束ね直す段階に入ってきているのではないかと。

長年、この会議に委員として関わらせていただく中で常に感じてきた点でもあります。県と市町村、そして現場が同じ方向を向いて進めるための明確な軸を、ぜひ作っていただければと思います。

【こども未来局 菅野局長】

本日お配りしております資料1-1、1-2につきましては、令和8年度事業の全体像を示したポンチ絵と、各項目に属する主な事業の一覧となっております。委員から御指摘のありました「事業が単体に見える」という点につきましては、県の予算案が先週公表された段階であり、現時点では詳細な内容まではお示しできないという时期的な制約もございまして、資料には公表されている重点事業のみを記載させていただいておりますので、そのことも影響しているものと思います。

実際には、資料に掲載している事業以外にも様々な取組があり、母子保健と福祉をつなぐこども家庭センターの機能強化など、市町村のなかでの横断的な役割を担う体制づくりの支援等も進めております。ただし、基礎自治体においては人材や人手に限りがあり、職員が掛け持ちで運営しているところもある中、どのような形で進めていくかは大きな課題です。県といたしましては、市町村の声を丁寧に伺いながら、子育て支援課と児童家庭課とで連携して対応しているところでございます。

また、古渡委員からの御意見にありました「共生」という視点につきましては、特別な支援を要するこどもにだけスポットを当てるということではなく、できるだけ対象の範囲を広げていくことが重要であると認識しておりますので、教育庁とも連携しながら、この視点を常に念頭に置いて取り組んでまいります。

予算が正式に成立し、より詳細な内容をみなさまと共有できる段階になりましたら、県としてどのような考えをベースに施策を進めているのか、あらためてしっかりと共有させていただきたいと思っております。

それから、「こども性暴力防止法」の件につきましては、国から示されている資料やQ&A等の現状について、先ほどこども・青少年政策課長から御説明いたしました。県は施設を所管している事業者でもありますので、事業者の

ひとつとして登録等の手続きを進める立場にもあります。実際に自ら作業を行う中で、制度や手続きの細かな部分をしっかりと確認し、同様の対応が必要となる事業者のみなさまに向けて、県として得られた情報を適切な時期に共有できるように検討してまいります。

現状では、12月に示されたガイドラインをかみ砕いた資料をお示ししている段階ですが、みなさまが御心配されるような、現場やこども任せにすることではございません。保護者のみなさま、そして県や市町村を含む事業者がそれぞれ担う役割を明確にしながら、必要な情報を共有してまいりたいと考えております。

【福島大学 宗形 潤子会長】

ありがとうございました。

昨年度、「福島県こどもまんなかプラン」を作っている際にも、担当部局がそれぞれ個別に動いているのではないかと、という点が話題になりました。部局横断的に進めている取組もあるとの御説明をいただいておりますが、私たち委員としても、常に横断的な視点を意識しながら、一緒に考えていく必要があるのだらうと思います。

(3) 市町村別保育所等入所待機児童数の推移について【報告】

(4) 福島県子ども・子育て支援事業支援計画に係る代用計画の策定について【報告】

事務局（子育て支援課 山中課長）から、【資料3】により市町村別保育所等入所待機児童数の推移を、【資料4】により、乳児等通園支援事業及び満三歳以上限定小規模保育事業に関する内容を計画に反映させるための代用計画の策定について説明した。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田 和江委員】

会議の資料を見ますと、保育所に関する話題は多いものの、放課後児童クラブに関する話題がやや少ないように感じています。

資料3では、保育所の待機児童数があげられていますけれど、児童クラブにおいても待機児童は生じております。2024年5月1日現在の福島県内の児童クラブにおける待機児童数は537名で、特に郡山市が多くなっています。郡山市では毎年のように児童クラブを増やしているのですが。

こうした児童クラブの現状についても、委員のみなさまに少しでも御理解いただきたいと思いますので、児童クラブに関する資料も作っていただけるとありがたいです。

【子育て支援課 山中課長】

放課後児童クラブの待機児童数につきましては、直近の確定している数値では306名となっております。

また、放課後児童クラブの待機児童数につきましては、昨年8月に開催いたしました第1回会議において御報告させていただいているところでございます。保育所と児童クラブとでは公表時期が異なるため、今回はこのような形で御報告とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

この代用計画について、一点確認させていただきたいのですが、先ほど事務局から御説明いただいたとおり、後日、委員から意見書のような形で提出する、という理解でよろしいでしょうか。またその際に、県としての考え方等について、どの程度の資料をご提示いただけるのでしょうか。

【子育て支援課 山中課長】

資料等につきましては、県の考え方も含め、委員のみなさまに御説明すべき事項を整理した上で、資料としてお示ししたいと考えてございます。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

放課後児童クラブのことで、素朴な疑問なのですが。

伊達市の伊達小学校、保原小学校、梁川小学校などは、震災後に新しく校舎を立て替えたのですが、その敷地内に児童クラブがあります。ですから、保護者にとってはとても楽です。

一方で、福島市では、学校敷地内に児童クラブがある例はほとんどなく、それから料金も、伊達市と福島市とでは倍以上の差がある。こうした自治体による違いはどうして生じるのか、今日この場でお答えいただかなくても結構ですので、次回の会議の際にでも、県内各自治体における児童クラブの実態について教えていただければと思います。

それと、先ほどの子宮頸がんワクチンの接種に関する私の発言に間違いがありました。ドクターがトップになっているのは宮崎県知事ではなく宮崎市長でした。県知事がドクターなのは長崎県ですが、いずれも子宮頸がんワクチンについては、国の施策に先立つ取組を行っています。トップダウンではないにしても、それを支える側近の方々の後押しがあって実現できている面もあると思います。トップを動かすのは、現場のみなさまだと思いますので、こどもへの施策についても、よろしく願いいたします。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田 和江委員】

市川委員からの御質問についてですが、伊達市をはじめ、県内の放課後児童クラブは公設公営がほとんどであり、会津地方や相双地方では公設民営もあります。郡山市につきましては、直営だったものを民間委託としましたので、これも公設民営に当たります。

福島市につきましては、完全な民設民営となっており、市からの委託料等はあるものの、保育料の設定は各クラブで異なり、建物についても各事業者が自ら探しています。

伊達市は公設公営で、保育料は月額3,000円です。また、県内の公設公営や公設民営の自治体を見ますと、概ね月額5,000～6,000円程度、これにおやつ代などをプラスで御負担いただきますが、総額で1万円を切るところが多いかと思います。

これに対し、福島市は完全な民設民営であるため、高いところでは月額2万2,000円程度になります。これを2人、3人で利用するとなれば大きな負担になりますが、市では多子世帯に対する助成制度を設けているので、以前と比べれば保護者の負担は軽減されているとは思いますが。

【議長 福島大学 宗形 潤子委員】

以上をもちまして、本日用意された議題はすべて終了となります。

委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。

これにて、議長の任を解かせていただきます。

4 その他（情報提供・報告）

厚生労働省福島労働局 上野 由佳委員より、福島県労働局公式 X アカウ
ントの開設について情報提供があった。

5 閉会（15:30）